

**預金債権の可分性の見直しに関する銀行実務の観点からの検討**

三井住友銀行

浅田 隆

本資料は、部会資料 1 の 4 頁「6. 預貯金等の可分債権の取扱い」の記載を受けて銀行実務の観点から検討・作成した案（下記〔案 1〕〔案 2〕）に、部会資料 5 の 2 頁において示された甲案・乙案を付け加えたものである。したがって、甲案・乙案について十分な検討を経たものではない点につき、留意されたい。

制度設計	銀行実務上の「有意な点」	銀行実務上の「問題点」
<p>1. 現行判例法理 相続財産中に預金などの可分債権があるときは、法律上当然分割され、各共同相続人がその法定相続分に応じて（遺言による指定がある場合は、当該指定に応じて）権利を承継するので（最判昭 29.4.8 ほか）、相続人間で合意なき限り、遺産分割の対象に預金が含まれることはない。</p>	<p>(1) 銀行実務の原則は、相続人全員からの署名押印を徴求のうえ、相続預金全額を払い戻すという方法である。一方、早期の払戻しを望む相続人からの請求に対しては、判例法理を踏まえ、近時では、他の相続人の異議がないこと（詳細は右記 1. 「問題点」(1) 参照）を確認できれば、法定相続分に基づく払戻しに応じている銀行が多いと思われる。</p> <p>(2) 相続開始後の相続人に対する便宜払や（葬儀費用、被相続人の入院費用など）、相続開始前に預金者が意思能力を喪失等した場合の推定相続人に対する便宜払（入院費用など）について、払戻請求者の法定相続分を限度に払戻しに応じることも可能である。</p> <p>(3) 相続開始と同時に預金の帰属が確定するため、銀行が貸付債権を有していた場合、相続預金との間で相殺が可能である。</p>	<p>(1) 判例法理によれば預金は相続開始と同時に当然分割されることになるが、①遺言がある場合（なお、遺言無効の主張を受けるケースも多い）、②遺産分割協議の対象となる可能性のある場合、③具体的相続分の主張（特別受益・寄与分）のある場合、④死亡後の入出金がある場合、さらに、⑤そもそも、当該預金の相続財産への帰属が争われる場合（子供等に贈与した預金か、借名預金に過ぎないかの争いがあるケース等）などは、法定相続分に従って払い戻すと、銀行は二重払いリスクを負うことがある。したがって、相続人の一部による法定相続分に基づく払戻請求があった場合、銀行が①～⑤について善意無過失であり準占有者弁済の規定（民法 478 条）によって免責されると判断できない場合は、相続人全員の署名押印を求めている。</p> <p>(2) 相続人の一部による払戻請求に対し、銀行は上記(1)のように不安定な対応を迫られている。また、銀行が法定相続分払戻しには一切応じないと誤解している代理人弁護士が関与しているケースや、法定相続分に基づく払戻しに応じていない金融機関にも預貯金があるケースなどにおいて、相続分に従った預金払戻請求訴訟の提起を受けることが多い。</p> <p>(3) 近時の判例（最判平 26.2.25）により準共有とされた投資信託受益権や個人向け国債と、預金との間で異なる取扱いを余儀なくされている。さらに、相続財産に帰属する投信受益権から生じた分配金・償還金を原資とする預り金の当然分割を否定する最高裁判決がされたことにより（最判平 26.12.12）、預金の中でも可分の部分とそうでない部分が生じることとなったため、今後、実務の混乱も予想される。</p>
<p>2. 〔案 1〕 預金を相続人間で準共有される財産として遺産分割の対象とし、遺産分割の成立まで各相続人の権利行使はできないとする制度設計（注 1）。→投資信託受益権、株式、個人向け国債、定額郵便貯金、金銭と同じ取扱いとなる。</p>	<p>(1) 各相続人単独での権利行使は認められないため、銀行が一部払戻請求に応じる必要性はなくなる。銀行を被告とする預金払戻請求訴訟も激減すると思われるほか、相続人間の紛争に巻き込まれるケース自体が相当減少する。</p> <p>(2) 具体的事案に応じて各相続人が取得する法定相続分が変化し得る制度が導入された場合でも（部会資料 3）、銀行は遺産分割の成立を待って払戻しを行えばよいので、二重払リスクを負わない。</p>	<p>(1) 上記 1. 「有意な点」(1) で示した、一定の場合に法定相続分払戻しに応じる近時の銀行実務との乖離が大きい。遺産分割成立まで払戻しを受けられなくなるので、生活資金など当面の資金が必要な相続人のため、法定の仮払請求権を付与する等の手当てが必要になると思われる。また、相続人に行方不明者及び意思無能力者がある場合に、その者の法定相続分を除いて払戻しを行うという対応も不可能になる。総じて、長期にわたり未処理の相続預金が堆積していく可能性がある。</p>

制度設計	銀行実務上の「有意な点」	銀行実務上の「問題点」
	<p>(3)銀行で取り扱う預金以外の金融商品と取扱いが同一になり、相続人にも分かり易くなる。最判 H26.12.12 により生じた疑問（上記 1.「問題点」(3)）も問題ではなくなる。</p>	<p>(2)可分性を前提とした便宜的な払戻し（上記 1.「有意な点」(2)）は不可能になる。被相続人の入院費用や葬儀費用に充てるための預金払戻しを可能とするには、法律上の手当て、例えば相続人に仮払請求権を付与する等の定めが必要と思われる。</p> <p>(3)遺産分割協議成立まで、貸金と預金の相殺が可能かどうか、疑問がある。加えて、相続債権者および相続人の債権者が、法定相続分に応じた差押えをすることができるか判然としない。このように、債権者保護の観点からは、準共有とされた預金債権に対する相殺・差押えの有効性や方法を検討する必要がある（注2）。</p> <p>(4)相続開始後、銀行が相続開始の事実を知るまでの間に生じた預金の出入の権利関係の処理についての指針が必要になる。出金については民法 478 条で処理されると思われるが、入金、特に相続財産から発生する家賃を原資とする部分は当然分割と解されるので（最判 H17.9.8）、相続開始時の預金残高と併せた統一的な処理が困難である。</p>
3.部会資料 5 の乙案	（上記銀行界〔案 1〕とほぼ同じと思われる。）	（上記銀行界〔案 1〕とほぼ同じと思われる。もっとも、乙案が遺産分割中の可分債権の法的性質を明らかにしていないこともあり、差押え・相殺の可否などの詳細は検討未済である。）
4.〔案 2〕可分性を維持しつつ遺産分割の対象とするが、遺産分割の成立までの間も各相続人の権利行使は妨げられないとし、各相続人の請求を受けた債務者（銀行）は、相続人から最初の請求を受けた時点の債務残高につき「法定」相続分に応じた弁済をすれば免責されるとする制度設計。	<p>(1)上記 1.「有意な点」(1)で示した、一定の場合に法定相続分払戻しに応じる近時の銀行実務との乖離が小さく、迅速な払戻しを望む相続人の理解を得やすく、ひいては当面の資金が必要な相続人の保護にも資する。そして、免責規定が置かれれば、銀行が相続人間での紛争に巻き込まれて二重払リスク（および遅延損害金リスク）を負う局面は相当減少するから、迅速な払戻しが可能になる。</p> <p>(2)各相続人による請求時の債務残高に対する法定相続分払戻しにより免責される旨の規定が置かれれば、銀行が預金者の死亡を知らないうちに生じた相続開始後の残高変動に関する相続人間の紛争に巻き込まれる可能性が低くなるので（上記 1.「問題点」(1)の④参照）、より迅速な払戻しが可能になる（注3）。</p> <p>(3)可分債権は相続開始と同時に相続分で分割される（最判 S29.4.8 ほか）と考える場合も、その相続分は具体的相続分であるべきとの主張も学説上はなお有力であるし、銀行は相続人から具体的相続分での預金分割の主張を受けることがある（上記 1.「問題点」(1)の③参照）。「法定相続分での権利行使が可能である」と法律上明定されることにより、かかる主張は排除できると思われ、迅速な払戻しに繋がる。</p> <p>(3)可分性を前提とした便宜的な払戻し（上記 1.「有意な点」(2)）が維持できる。</p> <p>(4)遺産分割成立までの間の法定相続分での相殺や差押えも、現行判例法理と同様</p>	<p>(1)特に預金が当然に遺産分割の対象になれば、法定相続分での払戻しの後に、預金の帰属が覆ることが制度上予定されているということに他ならないと考えられるから、その手当てとしての免責規定が必要になる。その場合、民法 478 条のように債務者（銀行）の善意無過失を要件とすると、具体的事案のもとでは免責が認められない可能性が残るから、結局、銀行は他の相続人の異議の有無を問わねばならず、迅速な払戻しに繋がらないと思われる。したがって、免責規定については、債務者（銀行）の善意無過失は問題とすべきではなく、相続人間で処理する法制が妥当である。例えば、以下の①and/or②のような構成が考えられる。</p> <p>①法定相続分での預金払戻しを有効と定める一方、払戻しを受けた相続人に遺産分割の結果に応じた分配義務を課す。</p> <p>②預金の払戻しを受けた相続人は、当該払戻しについて、全相続人の法定代理人であると構成する。</p> <p>(2)免責規定が置かれないうまま預金が遺産分割の対象とされれば、法定相続分に従った預金払戻後に、別の相続人から預金は遺産分割の対象であるから当該預金の払戻しは無効と主張されるなどして、銀行が二重払リスク（および遅延損害金リスク）を負う局面が増加し、実務上耐え難いので、免責規定は必要である。なお、ワーキングチーム第 4 回議事要旨に「債務者は供託できるからあまり問題はないのではないか」との発言があるが、実際には債権者不確知であることの立証が求められるし、払戻請求から供託までの間の遅延損害金の負担もある。しかも、供託実務は、相続人の範囲は判明しているが具体的な取得分が不明である場合には債権者不確知供託を認めないため、預金債務者たる銀行の実務上の負担</p>

制度設計	銀行実務上の「有意な点」	銀行実務上の「問題点」
	<p>に、可能と思われる。</p> <p>(5)遺産分割成立までの間も各相続人が法定相続分に従って権利行使可能であることが法律上明定されれば、銀行を被告とする訴訟提起が減り、窓口での払戻請求に収束していく可能性が高い。</p>	<p>は相当なものになる。</p> <p>(3)具体的事案に応じて各相続人が取得する相続分が変化し得る制度が導入され（部会資料3）、かつ預金が遺産分割の対象とされた場合、上記(1)の実務上の負担はより過酷になる。したがって、「(原則通りの) 法定相続分払戻しで免責される」という規定が是非必要となる。</p> <p>(4) 相続財産に帰属する投信受益権から開始した分配金・償還金を原資とする預り金の可分性を否定する最高裁判決（最判平 26.12.12）から生じた疑問はそのままとなる（上記 1.「問題点」(3)）。</p>
5. 部会資料 5 の甲案	債務者の免責規定を除き、上記銀行界〔案 2〕とほぼ同じと思われる。	<p>(1)遺産分割前の弁済については、特に規律を置かなくとも当然有効であり、遺産分割後の弁済については対抗関係で処理するというのが甲案の意図と思われる。しかし、各相続人に対して法定相続分で弁済すれば免責されることを正面から規律する方が、債務者にとっては平易であるし、円滑な弁済が可能になる。本規定が可分債権一般に適用されるならばなおさら、プロではない債務者の便宜も考慮すべきであると考えられる。</p> <p>(2)遺産分割前の払戻しについては当然有効であるとしても、銀行が預金者の死亡を知らないうちに生じた相続開始後の残高変動など（一部相続人による払戻しと思われるケースが多い）、各相続人の取り分についての紛争に巻き込まれる可能性はあるため、銀行は、相続預金を巡る紛争の有無（上記 1.「問題点」(1)④参照）について他の相続人の異議を確認せざるを得ず、迅速な払戻しにはつながらないと思われる。したがって、債務者は、各相続人による請求時の債務残高につき当該相続人の法定相続分に応じて弁済すれば免責されるとする規律を設け、相続開始後の残高変動については遺産分割協議で処理するという制度設計が望ましいと考えられる。</p> <p>(3)相続預金に対し、相続人の債権者が当該相続人の法定相続分で差押えをするケースによく接するが（とりわけ滞納処分差押えが多い）、銀行が取立てに応じようとしたところ、他の相続人から、差押えの範囲が当該相続人に帰属すべき割合を超えているから取立てに応じてはならないとの主張を受け、差押債権者と他の相続人との間の紛争に巻き込まれることがある。この場合、背景には上記 1.「問題点」(1)④の相続開始後の入出金や、③の具体的相続分を巡る争いがあることが多い。したがって、債務者は、各相続人による請求時の債務残高につき当該相続人の法定相続分に応じて弁済すれば（＝差押えの取立に応じれば）免責されるとの規律を設けることが望ましいと考えられる。</p>

注 1 なお、債権法改正に伴い、現 428 条の当事者の意思表示による不可分債権の規定が削除されるため、相続人全員の合意によって預金が不可分債権に転化し遺産分割の対象になるという法律構成（東京地判平 9.10.20 判タ 999 号 28 頁など）は不可能になると思われる。そうすると、相続された金銭債権が当然分割されないと論理づけるには、法令の規定または当事者の意思表示による連帯債権となるか（新 428 条、432 条）、相続法に

設けられる新設規定により準共有状態とするかのいずれかと思われるところ、前者の構成（現行法上は不可分債権、新債権法の下では連帯債権）を採ると、現行法・新債権法のいずれのもとでも、各債権者（相続人）が全債権者のため履行請求ができ、債務者（銀行）は全債権者のために1人の債権者（相続人）のために履行できるという問題が生じてしまう。

そこで、後者の構成が（準共有）、預金を遺産分割の対象とすることに向いていると考え、後者の構成を採り上げたものである。なお、共同相続された預金債権を準共有と構成すべきとの方向性を示すものとして、米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続 - 当然分割帰属なのか -」（法学雑誌タートンヌマン 6 号 1 頁）、窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」（論究ジュリスト 10 号 119 頁）、山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」（金法 2009 号 43 頁）、少なくとも当然分割法理に疑問を示すものとして潮見佳男「判批」（金法 2001 号 7 頁（最判 H26.2.25））など。また、中田裕康「投資信託の共同相続」（現代民事判例研究会編「民事判例 6 2012 年後期」6 頁（日本評論社））の 19 頁以下において簡潔な概念整理が示されているほか、石丸将利「判解」（最判解民事篇平成 22 年度（下）587 頁（最判 H22.10.8））においても詳細な議論が展開されている。

注 2 相続によって共有状態が生じた不動産に対する差押えについては、相続人の債権者が債権者代位権を行使して法定相続分に従った持分登記を経由し、当該相続人の持分に対して差押えをする方法が認められている。準共有状態になった債権について同旨の方法が可能であるといえるか、検討を要すると思われる。なお、前出の窪田教授の論文では、熟慮期間内の遺産分割であればそれ以前になされた差押え等との関係でも遡ってそれを覆すことが可能であり、他方、熟慮期間経過後については法定相続分での差押え等を有効とするという制度設計が提言されている。

注 3 部会資料 5、第 3 「2 遺言による権利変動と第三者との関係について」の(3)ア第三段落に記載されているとおり、遺言による債権の取得についても対抗関係で処理するという制度設計が実現すれば、遺言の有無については他の相続人に確認する必要がなくなると考える余地がある。よって、遺言による債権の取得を対抗関係で処理するという制度に加え、相続人から最初の請求を受けた時点時の債務残高につき法定相続分に応じた弁済をすれば免責されるとの規定が設けられれば、債務者は他の相続人に何らの確認をせずに法定相続分に従った弁済を円滑に行うことが可能になるとと思われる。

以 上